

## 発議第 1 号

高根沢町議会の議員の定数を定める条例の一部改正に  
ついて

高根沢町議会の定数を定める条例（平成 14 年高根沢町条例第 36  
号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

提出者 高根沢町議会議員 野 中 昭 一

賛成者 高根沢町議会議員 神 林 秀 治

賛成者 高根沢町議会議員 森 弘 子

賛成者 高根沢町議会議員 小 林 栄 治

賛成者 高根沢町議会議員 齋 藤 武 男

賛成者 高根沢町議会議員 高 根 博

高根沢町条例第 号

高根沢町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町議会の議員の定数を定める条例（平成14年高根沢町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、高根沢町議会の議員の定数は、 <u>13人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、高根沢町議会の議員の定数は、 <u>16人</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

## 【提案理由】

### 発議第1号

#### 高根沢町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

令和2年6月に設置された高根沢町議会活性化特別委員会で議員定数について検討してきた結果、現行定数の16人から3人減らし、13人とするのが適当であると議長に提言がありました。

それを受け、本年9月13日開催の議会議員全員協議会で協議した結果、議員定数を13人とする事に議員多数の同意を得たため、条例改正を発議するものです。